

指数先物・オプション取引に関する説明書 新旧対照表

※下線部変更

新	旧
<p>P 1 (略)</p> <p>○ 指数先物・オプション取引は、抽象的な指数を対象商品としたものであり、実際の受渡しが可能ないため、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、<u>指数先物取引では、契約時の約定価格と最終清算数値(特別清算数値(金融商品取引所が定める特別な指数又は数値(SQ値ともいいます。以下同じ。))の差額を受払いすることで、指数オプション取引では、権利行使価格とオプション清算数値(特別清算数値(SQ値)。以下同じ。))の差額を受払いすることで、いずれも差金決済が行われます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>P 1 (略)</p> <p>○ 指数先物・オプション取引は、抽象的な指数を対象商品としたものであり、実際の受渡しが可能ないため、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、<u>指数先物取引では、契約時の約定価格と最終清算数値(SQ値)の差額を受払いすることで、指数オプション取引では、権利行使価格と最終清算数値(SQ値)の差額を受払いすることで、いずれも差金決済が行われます。</u></p> <p>(略)</p>
<p>P 4 &lt;指数オプションの売方特有のリスク&gt; (略)</p> <p>● 売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際には、<u>権利行使価格とオプション清算数値の差額の支払いが必要となりますから、特に注意が必要です。</u></p> <p>(略)</p>	<p>P 4 &lt;指数オプションの売方特有のリスク&gt; (略)</p> <p>● 売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際には、<u>権利行使価格と最終清算数値(SQ値)の差額の支払いが必要となりますから、特に注意が必要です。</u></p> <p>(略)</p>
<p>P 5～P 6 1. 指数先物取引の仕組みについて (略)</p>	<p>P 5～P 6 1. 指数先物取引の仕組みについて (略)</p>

○ 取引の方法

(略)

(2) 取引の期限

(略)

a 配当指数先物取引

(略)

b 米国株価指数先物取引

(略)

c ボラティリティー指数先物取引

(略)

d 台湾株価指数先物取引

(略)

e 中国株価指数先物取引(香港上場中国株の株価指数先物取引)

(略)

※タチバナストックハウスではフレックス限月

取引はお取り扱いしておりません。

(略)

P 7

○ 決済の方法

(略)

(2) 最終清算数値による決済(最終決済)

取引最終日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の売付け又は買付けを行ったときの約定数値と最終清算数値との差に相当する金銭を授受することにより決済されます。

2. 指数オプション取引の仕組みについて

(略)

○ 取引の方法

(略)

(2) 取引の期限

(略)

a 配当指数先物取引

(略)

b 米国株価指数先物取引

(略)

c ボラティリティー指数先物取引

(略)

d 台湾株価指数先物取引

(略)

e 中国株価指数先物取引(香港上場中国株の株価指数先物取引)

(略)

(新設)

(略)

P 7

○ 決済の方法

(略)

(2) 最終清算数値(SQ値)による決済(最終決済)

取引最終日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の売付け又は買付けを行ったときの約定数値と最終清算数値(金融商品取引所が定める特別な指数。SQ値ともいいます。以下同じ。)との差に相当する金銭を授受することにより決済されます。

2. 指数オプション取引の仕組みについて

(略)

○ 取引の方法

(略)

(2) 取引の期限

直近のそれぞれの限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しいそれぞれの限月取引が開始されます。

※タチバナストックハウスでは週次設定限月取引はお取り扱いしていません。

※タチバナストックハウスではフレックス限月取引はお取り扱いしていません。

(略)

P 8～P 9

○ 権利行使

(略)

(注) イン・ザ・マネーとは、プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算数値を上回っている場合を、コールオプションについては、権利行使価格がオプション清算数値を下回っている場合をいいます。

(略)

○ 決済の方法

(略)

(2) 権利行使による決済

指数オプション取引について、買方は、権利行使を行い買建玉を決済することができます。このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることとなります。

権利行使割当てを受けた売方は、権利行使価格とオプション清算数値との差に相当する金銭を支払わなければなりません。

○ 取引の方法

(略)

(2) 取引の期限

指数オプション取引は、金融商品取引所が定める限月取引(通常限月取引及び週次設定限月取引を指します)に区分して行います。

また、直近のそれぞれの限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しいそれぞれの限月取引が開始されます。

※タチバナストックハウスでは週次設定限月取引はお取り扱いしていません。

(略)

P 8～P 9

○ 権利行使

(略)

(注) イン・ザ・マネーとは、プットオプションについては、権利行使価格が最終清算数値を上回っている場合を、コールオプションについては、権利行使価格が最終清算数値を下回っている場合をいいます。

(略)

○ 決済の方法

(略)

(2) 権利行使による決済

指数オプション取引について、買方は、権利行使を行い買建玉を決済することができます。このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることとなります。

権利行使割当てを受けた売方は、権利行使価格と最終清算数値との差に相当する金銭を支払わなければなりません。

<p>(略)</p> <p>P 1 2</p> <p>先物・オプション取引及びその委託に関する主要な用語</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証拠金 (しょうこきん)</li> <li>(略)</li> <li>・建玉 (たてぎょく)</li> <li>(略)</li> <li>・買戻し</li> <li>(略)</li> <li>・転売</li> <li>(略)</li> <li>・限月 (げんげつ)</li> <li>(略)</li> </ul> <p>・オプション清算数値</p> <p><u>権利行使日における対象指数の各構成銘柄の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における売買立会の始めの約定値段(取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、金融商品取引所が定める値段)に基づき算出した特別な指数(特別清算数値(SQ値))をいいます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>P 1 2</p> <p>先物・オプション取引及びその委託に関する主要な用語</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証拠金 (しょうこきん)</li> <li>(略)</li> <li>・建玉 (たてぎょく)</li> <li>(略)</li> <li>・買戻し</li> <li>(略)</li> <li>・転売</li> <li>(略)</li> <li>・限月 (げんげつ)</li> <li>(略)</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p><u>【2021年9月】</u></p>	<p><u>【2020年7月】</u></p>